芦屋市　循環型社会形成推進地域計画

芦屋市

令和２年１１月２７日

令和３年　５月１４日変更

令和５年１０月１２日変更

目次

１　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 1
（１）対象地域..... 1
（２）計画期間..... 1
（３）基本的な方向..... 2
（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況 2
（５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容 3

２　循環型社会形成推進のための現状と目標 3
（１）一般廃棄物等の処理の現状..... 3
（２）一般廃棄物等の処理の目標..... 4

３　施策の内容 6
（１）発生抑制、再使用の推進..... 6
（２）処理体制..... 7
（３）処理施設等の整備..... 9
（４）施設整備に関する計画支援事業..... 9
（５）その他の施策..... 10

４　計画のフォローアップと事後評価 11
（１）計画のフォローアップ..... 11
（２）事後評価及び計画の見直し..... 11

添付資料

様式１　　循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表１
様式２　　循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表２

参考資料様式１　　施設概要（マテリアルリサイクル施設系）
参考資料様式２　　施設概要（エネルギー回収施設系）
参考資料様式８　　計画支援概要

別添資料１　　現有ごみ処理施設の概要、位置図
別添資料２　　指標と人口に関するトレンドグラフ
別添資料３　　ごみの分別区分
別添資料４　　ハザードマップ

１　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（１）対象地域

構成市町村名：　芦屋市

面　　積：　18.57 km^2

人　　口：　95,475 人(令和 2 年 10 月 1 日現在)

図１　芦屋市　位置図

（２）計画期間

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

（３）基本的な方向

芦屋市（以下「本市」という。）は、兵庫県の南東部、阪神地域のほぼ中央に位置し、面積約 18.57km^2、東西約 2.5km、南北約 9.6km と南北に細長いまちで、北は六甲の山並み南は大阪湾に面し、芦屋川などの清流が流れ、気候温和な自然環境と便利な交通環境など、生活条件に恵まれた住宅都市である。

第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画においては「環境に配慮した暮らしやまちづくり」や「清潔なまちづくり」などを主要な施策に掲げている。

本市のごみ排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、2013（平成 25）年度以降、減少傾向を辿っており、引き続き、ごみの発生抑制並びに再使用を推進している。

また、資源化の推進については、使用済小型家電の回収や焼却灰のセメント原料化等に取組んでいる。

現在、本市における一般廃棄物の処理は、芦屋市環境処理センター（ごみ焼却施設、不燃物処理施設（旧ごみ焼却施設に破砕選別設備を整備し、不燃物処理施設として利用）、ペットボトル減容施設、リサイクル棟（旧ごみ焼却施設の管理棟をリユース家具・自転車の展示場所として利用））において中間処理を行い、最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて行っている。

また、既存の芦屋市環境処理センターのごみ焼却施設については、過去に延命化を目的とした基幹改良・大規模改修工事を実施しているが、不燃物処理施設は施設稼働から約 40 年が経過しており、老朽化が進んでいることから、日常の適正な運転管理と定期的な点検整備に取り組んでいる。

一方、本市で策定している一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、「わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します」を基本理念として掲げ、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）やごみの適正な処理等に取組んでいる。

（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本市は、「旧兵庫県ごみ処理広域化計画」において単独処理ブロック（芦屋ブロック）として位置付けられている。また、「兵庫県廃棄物処理計画」のごみ処理の広域化の基本方針の一つとして“地域特性を活かした一般廃棄物処理施設の広域化”が掲げられ、“地域のごみ処理状況、財政状況等実情に精通した市町が事業実施主体として、広域化を検討する。”と示されている。

そこで、可燃ごみについては、施設の集約化等によるごみ処理の効率化や高効率のエネルギー回収施設の整備を目的とし、西宮市・芦屋市の枠組みによるごみの広域処理について、平成 29 年度より「西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議」の場において検討を進め、令和 3 年 1 月 20 日に開催された「第 12 回西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議」において検討結果の整理を行った。

なお、検討会議の結論については、広域化に関して意見集約や整理できた項目はあるものの、費用負担について両市の意見を一致させることは難しいものと判断し、トータルでの意見の集約には至らず、本市単独による施設整備を進めることとなった。

（５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制を促すよう、広報紙やホームページ等を通じ、啓発・情報提供を行うとともに、小学校とも連携して環境学習を行う。

また、プラスチック資源は当面の間、可燃ごみとして焼却処分を継続するが、今後、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

２　循環型社会形成推進のための現状と目標

（１）一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の処理状況は、図２のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 32,967ｔであり、再生利用される「総資源化量」は 5,384ｔ、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量）は 16.3％である。

中間処理による減量化量は 23,246ｔであり、集団回収量を除いた排出量の 78.4％が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 14.6％にあたる 4,337ｔが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 27,583ｔである。

また、ごみ焼却施設においては、温水の場内利用を行っている。

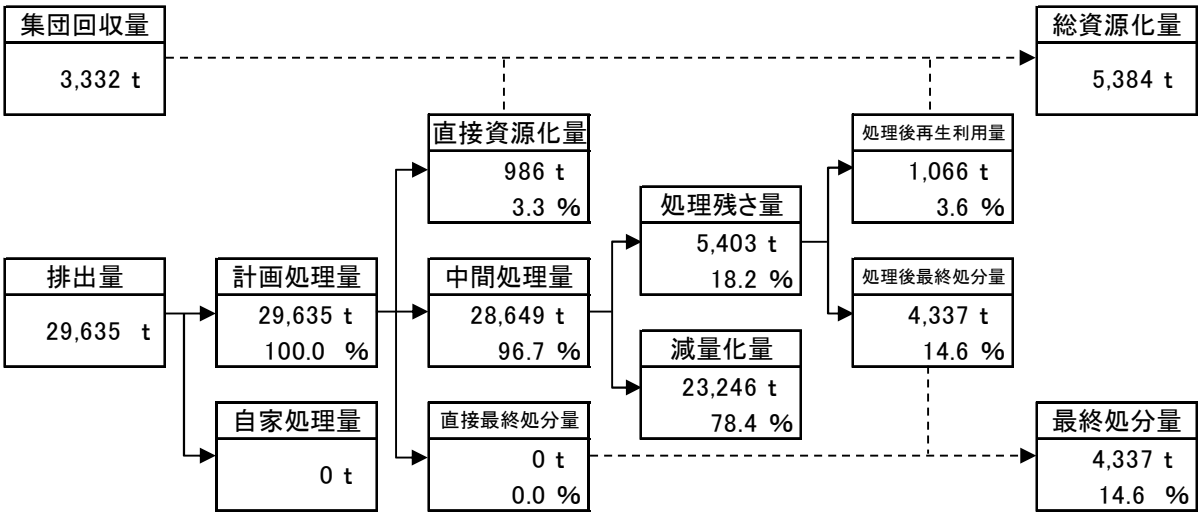

図２　一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度実績）

（２）一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、循環型社会の実現を目指し、分別の徹底、再生資源集団回収活動及び「スリム・リサイクル宣言の店」の推進、排出事業者責任の徹底等、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

また、それぞれの施策に取組んだ場合の目標を表１に定める。

表１　減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状（割合※1）（令和元年度）	目標（割合※1）（令和9年度）
排出量	事業系　総排出量	8,949 t	7,673 t （ −14.3% ）
	1事業所当たりの排出量※2	3.0 t／事業所	2.7 t／事業所 （ −10.0% ）
	生活系　総排出量	20,686 t	18,525 t （ −10.4% ）
	1人当たりの排出量※3	196 kg／人	173 kg／人 （ −11.7% ）
	合計　事業系生活系排出量合計	29,635 t	26,198 t （ −11.6% ）
再生利用量	直接資源化量	986 t （ 3.3%）	1,609 t （ 6.1% ）
	総資源化量	5,384 t （ 16.3%）	5,972 t （ 20.3% ）
エネルギー回収量	年間の発電電力量 年間の熱利用量	— MWh 1 GJ	— MWh 1 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	4,337 t （ 14.6%）	3,706 t （ 14.1% ）

※1　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※2　（1 事業所当たりの排出量）＝｛(事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量)｝／（事業所数）

※3　（1 人当たりの排出量）＝｛(生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量)｝／（人口）

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量:エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]及び熱利用量[単位:GJ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

参考）**平成 24 年度 1 人当たりの排出量：209kg／人（令和 9 年度の 1 人当たりの排出量の割合−17.2%）**
計算根拠）　平成 24 年度の生活系ごみの総排出量：22,647t、生活系資源物量：2,411t／人口 96,613 人
平成 24 年度の 1 人当たりの排出量：(22,647−2,411) ÷96,613≒209 kg／人
令和 9 年度の 1 人当たりの排出量の削減割合：(209−173) /209*100≒17.2%

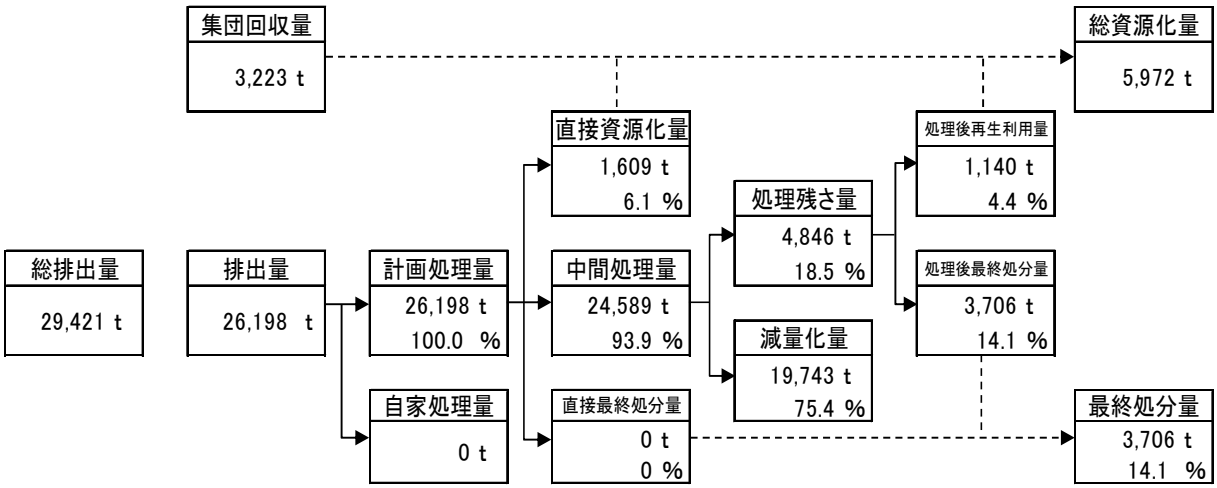

図 3　目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 9 年度目標）

３　施策の内容

（１）発生抑制、再使用の推進（芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）平成 29 年 3 月・令和 4 年 3 月）

ア　マイ食器、マイボトルの利用　（発生抑制）

普段の生活やイベント等に参加する際、マイ食器（箸等）やマイボトル（水筒等）の携帯を推進することで、割り箸やペットボトルの使用を抑制する。

イ　マイバッグの利用　（発生抑制）

買い物時に買い物袋（マイバッグ）を持参することで、レジ袋等の削減を推進する。

ウ　「スリム・リサイクル宣言の店」の推進　（発生抑制・再使用）

事業所におけるごみの減量化・再資源化を推進する。

エ　食材や日用品の最後までの使い切り（発生抑制）

食材や日用品の計画的購入や、最後までの使い切りを推進する。

オ　過剰包装の防止（発生抑制）

買い物時の二重包装や小分け袋等の過剰包装の防止を推進する。

カ　製品の長期使用（発生抑制）

製品を大切に長期間使用し、購入、使用、廃棄のサイクルを長くすることを推進する。

キ　リユース活動の実施（再使用）

フリーマーケットやリサイクルショップの利用や、再使用（リユース）可能な製品の購入等を推進する。

ク　生ごみ堆肥化容器の活用（発生抑制）

食材の最後までの使い切りを実施して、なお発生する生ごみを堆肥化することで、生ごみの減量を推進する。

ケ　生ごみの水切り（発生抑制）

食材の最後までの使い切りを実施して、なお発生する生ごみを水切りすることで、生ごみの減量を推進する。

コ　環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施（発生抑制・再使用）

事業者が環境性を考慮した製品の設計、販売及びサービスの実施を推進する。

サ　環境学習の実施

処理センターの見学会をとおして、ごみ処理の現状及びごみの減量化・再資源化等の情報を提供し、ごみに関する意識向上を図る。

シ　ポスター展の開催

市（行政）が、市内の小・中学生を対象に「ごみ問題」、「環境問題」をテーマとして、毎年ポスター作品を募集・展示する。

ス　持ち込みごみ予約制の実施（発生抑制）

処理センターへごみを持ち込む場合に、1 週間前から当日(午前中)までに持ち込みごみ予約センターに事前に申し込むことを義務付ける。

セ　有料化の検討（発生抑制・再使用）

生活系ごみを排出する際のごみ袋毎に一定の手数料を徴収する有料化の導入を検討するにあたり、まずは、ごみの分別・ごみ減量・ごみ捨てマナーの向上を目的とし、指定ごみ袋を令和 5 年 10 月から導入する。その効果等の分析を行い、ごみ分別の徹底・ごみ発生抑制の観点から有料化について適切に判断していく。

ソ　フードドライブ活動の拡充（再使用）

生活協同組合コープこうべ及び芦屋市社会福祉協議会と連携した活動を拡充する。

（２）処理体制

ア　生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 2 のとおりである。ごみ量については、令和元年度に 29,635t であったが、人口減少の影響やごみに関する施策の取り組み等により令和 9 年度には 26,198t まで減少すると予測している。

今後は、ごみの発生抑制と再使用の推進や資源循環に向けた分別の徹底による再生利用の推進に努めるとともに、環境負荷の低減や資源化の推進に配慮したシステムづくりを目指す。

中間処理施設においては、点検と整備による安定・安全な運用確保の継続に努め、適正な管理運用を図る。最終処分場については、大阪湾フェニックスセンターへの搬入継続、一部、焼却灰の資源化の実施に取り組む。

イ　事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、生活系ごみの分別区分に準じて許可業者が焼却施設及び不燃物処理施設等に収集運搬を行っている。今後も引き続き分別の徹底等、適正処理を推進していく。

また、事業系ごみの展開検査、状況に応じた許可業者や排出事業者に対する指導、ごみの適正処理やごみ出しルールの周知等を促進する。

ウ　今後の処理体制の要点

○可燃性廃棄物は、当面は現状の体制（芦屋市の既設焼却施設）で処理を行うこととするが、既存焼却施設においても老朽化が進んでいる状況にあるため、焼却施設の更新について検討を進めている。
○資源物については、新たに整備するリサイクル施設において、不燃・粗大ごみを含めた資源化を行う。
○事業系一般廃棄物については、分別等に関する情報の周知を徹底し、自主的な資源化への取組を促す。
○最終処分量の発生状況等を踏まえながら、安全で安定した処理・処分を行う。一部の焼却灰についてはセメント化による資源化を行う。
○「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に関する検討を進めている。

表２　芦屋市の生活系ごみの処理体制の現状と今後

現　状　（令和元年度）			
芦屋市			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績
燃やすごみ	焼却	一次処理 芦屋市環境処理センター ごみ焼却施設 二次処理 大阪湾フェニックスセンター （焼却灰埋立）、 委託（セメント資源化）	17,490 t
プラスチック類			
植木剪定ごみ			
ペットボトル	選別・圧縮	芦屋市環境処理センター ペットボトル減容施設	210 t
紙資源	リサイクル	― （売却）	907 t
燃やさないごみ	選別	芦屋市環境処理センター 不燃物処理施設	1,777 t
粗大ごみ	破砕・選別	芦屋市環境処理センター 不燃物処理施設	302 t
	保管	芦屋市環境処理センター リサイクル棟	

今　後　（令和9年度）			
芦屋市			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理見込
燃やすごみ	焼却	一次処理 芦屋市環境処理センター ごみ焼却施設 二次処理 大阪湾フェニックスセンター （焼却灰埋立処分）、 委託（セメント資源化）	14,692 t
プラスチック類			
植木剪定ごみ			
ペットボトル	選別・圧縮	芦屋市環境処理センター 資源化施設（仮称）	229 t
紙資源	リサイクル	― （売却）	1,434 t
燃やさないごみ	破砕・選別	芦屋市環境処理センター 不燃物処理施設	1,752 t
粗大ごみ	破砕・選別	芦屋市環境処理センター 不燃物処理施設	418 t
	保管	芦屋市環境処理センター 資源化施設（仮称）	

（３）処理施設等の整備

ア　廃棄物処理施設

前記（2）に示す今後の分別区分及び処理体制による処理を行うため、表 3 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3　整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靭化
1	マテリアルリサイクル推進施設 芦屋市リサイクルセンター	芦屋市環境処理センター資源化施設整備事業(仮称)	約 20 t/日	芦屋市浜風町 31 番 1 号	(R10-R14)	芦屋市強靭化計画 R4.4
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設(予定)	芦屋市環境処理センター焼却施設整備事業(仮称)	約 88t/日	芦屋市浜風町 31 番 1 号	(R10-R14)	芦屋市強靭化計画 R4.4

（整備理由）

事業番号 1　　既存施設の老朽化、資源回収・有効利用の促進

事業番号 2　　既存焼却施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

（４）施設整備に関する計画支援事業

前記（3）の施設整備に先立ち、表 4 のとおり計画支援事業を行う。

表 4　実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1,2	マテリアルリサイクル推進施設（事業番号 1)・エネルギー回収型廃棄物処理施設（事業番号 2）に係る土壌調査事業	地歴調査 土壌汚染調査	R3-R7
	マテリアルリサイクル推進施設（事業番号 1)・エネルギー回収型廃棄物処理施設（事業番号 2）に係る測量・地質調査事業	測量・地質調査	R7
	マテリアルリサイクル推進施設（事業番号 1)・エネルギー回収型廃棄物処理施設（事業番号 2）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R5-R6
	マテリアルリサイクル推進施設（事業番号 1)・エネルギー回収型廃棄物処理施設（事業番号 2）に係る施設整備基本計画作成事業	施設整備基本計画	R4-R6
	マテリアルリサイクル推進施設（事業番号 1)・エネルギー回収型廃棄物処理施設（事業番号 2）に係る発注支援事業	施設整備工事及び廃焼却炉解体工事の要求水準書等	R7-R8 (R7-R9)
	マテリアルリサイクル推進施設（事業番号 1)・エネルギー回収型廃棄物処理施設(事業番号 2)に係る解体前調査・分析（アスベスト）	アスベスト調査	R5
	マテリアルリサイクル推進施設（事業番号 1)・エネルギー回収型廃棄物処理施設(事業番号 2)に係る解体前調査・分析（ダイオキシン類）	ダイオキシン類調査	R5

（５）その他の施策（芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）平成 29 年 3 月・令和 4 年 3 月）

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア　ごみ処理に関する情報の提供

芦屋市（行政）が発行する「広報あしや」等の広報紙で、ごみの減量化・再資源化方法及びごみの処理状況や経費等の情報を提供し、ごみに関する意識向上を図る。

イ　事業系ごみの適正処理

①「事業系ごみハンドブック」の発行

「事業系ごみハンドブック」を発行し、事業者に対して適正処理やごみ出しルールを周知する。

② 排出事業者責任の徹底

事業者が事業活動に伴い生じる廃棄物を事業者自らの責任において適正処理し、本市の処理センターにおいて処理する場合は、本市の定めた排出ルールを遵守する。

③ ごみの展開検査の実施

処理センターへ搬入される事業系ごみの展開検査を実施し、搬入禁止物や資源ごみの混入が確認された場合は、収集運搬許可業者や排出事業者に対して指導等を実施する。

ウ　持ち去り防止パトロールの実施

家庭ごみステーションに排出された資源ごみのうち、主に缶や紙資源の持ち去りを防止する。

エ　適正な料金体系の検討

処理センターへ直接ごみを持ち込む場合の手数料の適正な料金体系を検討する。

オ　処理センターにおける適正処理の実施

処理センターに搬入されるごみを処理する上で、排ガスの基準値等の遵守や、本市独自の環境マネジメントシステム（EMS）の導入等を実施し、環境への負荷の低減を図る。

カ　廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、引き続き家庭ごみハンドブック等により啓発する。

キ　不法投棄対策

事業系ごみの家庭ごみステーションやパイプライン投入口への排出が目撃情報等により確認されているため、直接事業者に指導を行うことで事業系ごみの不法投棄を防止する。

ク　災害時の廃棄物処理に関する事項

災害廃棄物対策指針や芦屋市地域防災計画等を踏まえ、平成 18 年 3 月に策定している芦屋市災害廃棄物処理計画を現状に合わせて今後改定するものとし、当該計画に基づき、災害発生時には、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行う。また、災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とした協定を他自治体と締結している。

４　計画のフォローアップと事後評価

（１）計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、兵庫県及び環境省と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

（２）事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添　付　資　料

様式１

循環型社会形成推進交付金事業実施計画　総括表１（令和３年度）

１．地域の概要

(1)地域名	芦屋市	(2)地域内人口	95,475 人	(3)地域面積	18.57 km^2
(4)構成市町村等名	芦屋市	(5)地域の要件＊	（人口）面積　沖縄　離島　奄美　豪雪　山村　半島　過疎　その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村: 設立されていない場合、今後の見通し:				

＊　交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

２．一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 / 年			過去の状況・現状（排出量等に対する割合）						目標
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和9年度
排出量	事業系	総排出量(トン)	9,886	9,132	9,188	9,377	9,471	8,949	7,673 (R1比−14.3%)
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.1	3.0	3.1	3.1	3.2	3.0	2.7 (R1比−10.0%)
	生活系	総排出量(トン)	22,429	22,380	21,737	21,534	21,384	20,686	18,525 (R1比−10.4%)
		1人当たりの排出量(kg/人)	208	208	203	202	202	196	173.0 (R1比−11.7%)
	合計	事業系生活系の総排出量合計(トン)	32,315	31,512	30,925	30,911	30,855	29,635	26,198 (R1比−11.6%)
再生利用量	直接資源化量(トン)		1,237 (3.8%)	1,227 (3.9%)	1,160 (3.8%)	1,074 (3.5%)	1,029 (3.3%)	986 (3.3%)	1,609 (6.1%)
	総資源化量(トン)		6,128 (16.9%)	6,059 (17.1%)	5,745 (16.6%)	5,650 (16.4%)	5,596 (16.3%)	5,384 (16.3%)	5,972 (20.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量	（年間の発電電力量　MWh）	—	—	—	—	—	—	—
		（年間の熱利用量　GJ）	1	1	1	1	1	1	1
減量化量	減量化量（中間処理前後の差　トン）		24,933 (77.2%)	24,153 (76.6%)	24,070 (77.8%)	24,210 (78.3%)	24,230 (78.5%)	23,246 (78.4%)	19,743 (75.4%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)		5,228 (16.2%)	5,194 (16.5%)	4,849 (15.7%)	4,633 (15.0%)	4,511 (14.6%)	4,337 (14.6%)	3,706 (14.1%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（別添資料2）

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画　総括表1

3　一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

（1）現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工年月	廃止又は 休止（予定）年月	解体（予定）年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	芦屋市環境処理センター ごみ焼却施設	芦屋市	全連続燃焼方式 （ストーカ式）	230トン/日	H8.3	R15.3　廃止予定	未定	高潮浸水想定区域の最大浸水深は1.0m以上3.0m未満、対策としては特になし。	
リサイクル センター	芦屋市環境処理センター 不燃物処理施設 （旧ごみ焼却施設）	芦屋市	二軸剪断式 （不燃性粗大ごみ用・ 可燃性粗大ごみ用）	不燃5～8トン/h 可燃10トン/5h	S52.7	R10.10廃止予定	R12.3　解体予定		旧ごみ焼却施設に破砕選別設備を整備し、不燃物処理施設として利用。
PET圧縮施設	芦屋市環境処理センター ペットボトル減容施設	芦屋市	選別設備、圧縮梱包設備、貯留設備	300kg/h	H12.7	R10.10廃止予定	R12.3　解体予定		
保管・展示施設	芦屋市環境処理センター リサイクル棟	芦屋市	保管・展示など	―	H8改修	R7.12　廃止予定	R8.3　解体予定		旧ごみ焼却施設の管理棟を改修し、リユース家具・自転車の展示場所に利用。

※計画地域内の施設の状況を地図上に示したものを添付した。（別添資料1）

（2）更新（改良）・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工予定年月日	更新（改良）・新設理由	廃焼却施設の解体の有無 （解体施設の名称）	廃焼却施設解体事業 着手（予定）年月 完了（予定）年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
リサイクル センター	芦屋市環境処理センター 資源化施設(仮称)	芦屋市	破砕・選別・圧縮	約20t/日	R15.4	既存施設老朽化のための新設	無	無	高潮浸水想定区域の最大浸水深は1.0m以上3.0m未満、対策として、重要機器を2階以上に設置し、地下構造をできるだけ採用しない対策をとる。	○	
エネルギー回収型廃棄物処理施設	芦屋市環境処理センター 焼却施設(仮称)	芦屋市	全連続燃焼方式	約88t/日	R15.4	既存施設老朽化のための新設	有 （芦屋市環境処理センター不燃物処理施設（旧ごみ焼却施設））	R10.11 R12.3		―	

様式 2　　循環型社会形成推進交付金事業実施計画　総括表 2（令和 3 年度）

事業種別 / 事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	単位	事業期間 交付期間 開始	終了	総事業費(千円)	令和03年度	令和04年度	令和05年度	令和06年度	令和07年度	令和08年度	交付対象事業費(千円)	令和03年度	令和04年度	令和05年度	令和06年度	令和07年度	令和08年度	備考
○マテリアルリサイクル等に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
リサイクルセンター							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
芦屋市環境処理センター 資源化施設整備事業(仮称)	1	芦屋市	約20	t/日	―	―	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	全体事業: R10～R14
○エネルギー回収等に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
エネルギー回収型廃棄物処理施設							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
芦屋市環境処理センター ごみ焼却施設整備事業(仮称)	2	芦屋市	約88	t/日	―	―	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	全体事業: R10～R14
○施設整備に関する計画支援事業							133,100	1,300	10,200	32,500	21,700	54,600	12,800	133,100	1,300	10,200	32,500	21,700	54,600	12,800	
芦屋市環境処理センター 資源化施設整備事業(仮称)に関する計画支援事業 ・焼却施設整備事業(仮称)に関する計画支援事業	1, 2	芦屋市			R3	R8	133,100	1,300	10,200	32,500	21,700	54,600	12,800	133,100	1,300	10,200	32,500	21,700	54,600	12,800	全体事業: R3～R9
合　計							133,100	1,300	10,200	32,500	21,700	54,600	12,800	133,100	1,300	10,200	32,500	21,700	54,600	12,800	

【参考資料様式１】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名　兵庫県

(1) 事業主体名	芦屋市
(2) 施設名称	芦屋市環境処理センター　資源化施設(仮称)
(3) 工期　※1	（全体：令和 10 年度～令和 14 年度）
(4) 施設規模	処理能力　約 20t/日
(5) 形式及び処理方式	破砕・選別・圧縮・保管
(6) 地域計画内の役割 ※2	資源回収・有効利用の促進
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有　　[無]

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	①分別収集回収拠点の整備 ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 ・導入台数（積載量） ・運行計画

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	

(11) 総事業計画額　※1	未定　　円（全体：　　千円） うち、交付対象事業費　未定　千円（全体：　　千円）

※1　事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2　基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

【参考資料様式２】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名　兵庫県

(1) 事業主体名	芦屋市
(2) 施設名称	芦屋市環境処理センター　ごみ焼却施設(仮称)
(3) 工期　※1	（全体：令和 10 年度～令和 14 年度）
(4) 施設規模	処理能力　　約 88t/日
(5) 処理方式	ストーカ式
(6) 余熱利用の計画	１．発電の有無　　有（発電効率（未定）%）　・　無 ２．熱回収の有無　　有（熱回収率（未定）%）　・　無
(7) 地域計画内の役割 ※2	可燃ごみの焼却処理
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有　　無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	―

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	kWh／ごみｔ
(11) バイオガスの利用 計画	―

(12) 総事業計画額　※2	未定　千円（全体：　　千円） うち、交付対象事業費　未定　千円（全体：　　千円）

※1　事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2　基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

【参考資料様式８】

計画支援概要

都道府県名　兵庫県

(1) 事業主体名	芦屋市			
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備・エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため			
(3) 事業名称	土壌調査事業	測量・地質調査事業	生活環境影響調査事業	施設整備基本計画作成事業
(4) 事業期間 ※1	令和3年度～令和7年度	令和7年度	令和5年度～令和6年度	令和4年度～令和6年度
(5)事業概要	地歴調査・土壌汚染調査の実施	測量・地質調査の実施	生活環境影響調査の実施	施設整備基本計画の策定

(6)総事業計画額 ※1	7,700千円 うち、交付対象事業費 7,700千円	21,600千円 うち、交付対象事業費 21,600 千円	22,400千円 うち、交付対象事業費 22,400 千円	30,100千円 うち、交付対象事業費 30,100 千円

(1) 事業主体名	芦屋市			
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備・エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため			
(3) 事業名称	発注支援事業	解体前調査・分析 （アスベスト）	解体前調査・分析 （ダイオキシン類）	
(4) 事業期間 ※1	令和7年度～令和8年度 （全体：令和7年度 ～令和9年度）	令和5年度	令和5年度	
(5)事業概要	施設整備工事及び廃焼却炉解体工事の要求水準書等の作成	アスベスト調査の実施	ダイオキシン類調査の実施	

(6)総事業計画額 ※1	39,400千円 （全体:133,100千円） うち、交付対象事業費 39,400千円 （全体:133,100千円）	4,200千円 うち、交付対象事業費 4,200 千円	7,700千円 うち、交付対象事業費 7,700 千円	

※1　事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

別添資料１

現有ごみ処理施設の概要、位置図

実施主体	施設名（所在地）	施設種別	形式及び処理方式等	処理能力	供用開始
芦屋市	芦屋市環境処理センター ごみ焼却施設 (芦屋市浜風町 31 番 1 号)	焼却施設	連続燃焼ストーカ式	230 トン/日 (115 トン/日 ×2 基)	H8.3
	芦屋市環境処理センター 不燃物処理施設 【旧ごみ焼却施設】 (芦屋市浜風町 31 番 1 号)	破砕選別施設	二軸剪断式 (不燃性粗大ごみ用・可燃性粗大ごみ用)	不燃 5～8トン/h×1 基 可燃 10t/5h×1 基	S52.7
	芦屋市環境処理センター ペットボトル減容施設 (芦屋市浜風町 31 番 1 号)	PET 圧縮施設	選別設備、圧縮梱包設備、貯留設備	300kg/h×1 基	H12.7
	芦屋市環境処理センター リサイクル棟 (芦屋市浜風町 31 番 1 号)	保管・展示施設	保管・展示など	―	H8 改修 (旧ごみ焼却施設の管理棟)
	※新ごみ処理施設の概要、位置図(予定)				
	芦屋市環境処理センター 資源化施設(仮称) (芦屋市浜風町 31 番 1 号)	資源化施設	破砕・選別設備 資源化設備等	約 20t/日	R15.4 予定
	芦屋市環境処理センター 焼却施設(仮称) (芦屋市浜風町 31 番 1 号)	焼却施設	連続燃焼ストーカ式	約 88t/日	R15.4 予定

備考)災害対策については、芦屋市災害廃棄物処理計画(平成１８年３月策定)を現状に合わせ今後改定を行い、当該計画に基づき、災害発生時における生活基盤の早期回復と生活環境の改善を目的とした、適正かつ円滑なごみ処理を行う予定。
　なお、災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とした協定を他自治体と締結している。

別添資料２

指標と人口に関するトレンドグラフ

指標		実績								将来予測						
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人口	人	96,659	96,897	96,616	96,191	96,196	96,017	95,608	95,475	95,305	94,365	93,425	93,119	92,812	92,506	92,199
事業所数	社	3,072	3,178	3,060	2,941	2,980	2,962	2,944	2,925	2,907	2,889	2,871	2,853	2,834	2,816	2,798
排出量	t	33,315	32,315	31,512	30,925	30,911	30,855	29,635	29,791	29,806	29,733	28,340	26,985	26,638	26,299	26,198
生活系排出量	t	22,785	22,429	22,380	21,737	21,534	21,384	20,686	21,407	21,158	20,828	19,893	18,990	18,763	18,537	18,525
事業系排出量	t	10,530	9,886	9,132	9,188	9,377	9,471	8,949	8,384	8,648	8,905	8,447	7,995	7,875	7,762	7,673
1人1日当たりの排出量	g/人日	944	914	891	881	880	880	847	855	857	863	829	794	786	779	776
1人当たりの排出量※1	kg/人	211	208	208	203	202	202	196	201	200	197	189	179	176	173	173
1事業所当たりの排出量※2	t/事業所	3.4	3.1	3.0	3.1	3.1	3.2	3.0	2.9	3.0	3.1	2.9	2.8	2.7	2.7	2.7
再生利用量	t	6,264	6,128	6,059	5,745	5,650	5,596	5,384	5,383	5,026	5,310	5,453	5,609	5,781	5,951	5,972
中間処理後資源化量	t	2,191	2,154	2,165	2,006	2,068	2,114	2,052	2,309	2,091	2,241	2,352	2,474	2,600	2,726	2,749
集団回収量	t	4,073	3,974	3,894	3,739	3,582	3,482	3,332	3,074	2,935	3,069	3,101	3,135	3,181	3,225	3,223
(リサイクル率)※3	%	16.8	16.9	17.1	16.6	16.4	16.3	16.3	16.4	15.4	16.2	17.3	18.6	19.4	20.2	20.3
中間処理による減量化量	t	25,365	24,933	24,153	24,070	24,210	24,230	23,246	23,138	23,335	23,147	21,881	20,637	20,239	19,847	19,743
(減量化率)	%	76.1	77.2	76.6	77.8	78.3	78.5	78.4	77.7	78.3	77.8	77.2	76.5	76.0	75.5	75.4
エネルギー回収量	GJ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埋立最終処分量	t	5,759	5,228	5,194	4,849	4,633	4,511	4,337	4,344	4,380	4,345	4,107	3,874	3,799	3,726	3,706
(最終処分率)	%	17.3	16.2	16.5	15.7	15.0	14.6	14.6	14.6	14.7	14.6	14.5	14.4	14.3	14.2	14.1

※1　(1 事業所当たりの排出量) ＝｛(事業系ごみの総排出量) －(事業系ごみの資源ごみ量)｝／(事業所数)

※2　(1 人当たりの排出量) ＝｛(生活系ごみの総排出量) －(生活系ごみの資源ごみ量)｝／(人口)

※3　リサイクル率は事業系資源化量を含む

備考 1) 添付資料 2 における「中間処理後資源化量」は直接資源化量と処理後再生利用量の和を示す。

備考 2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

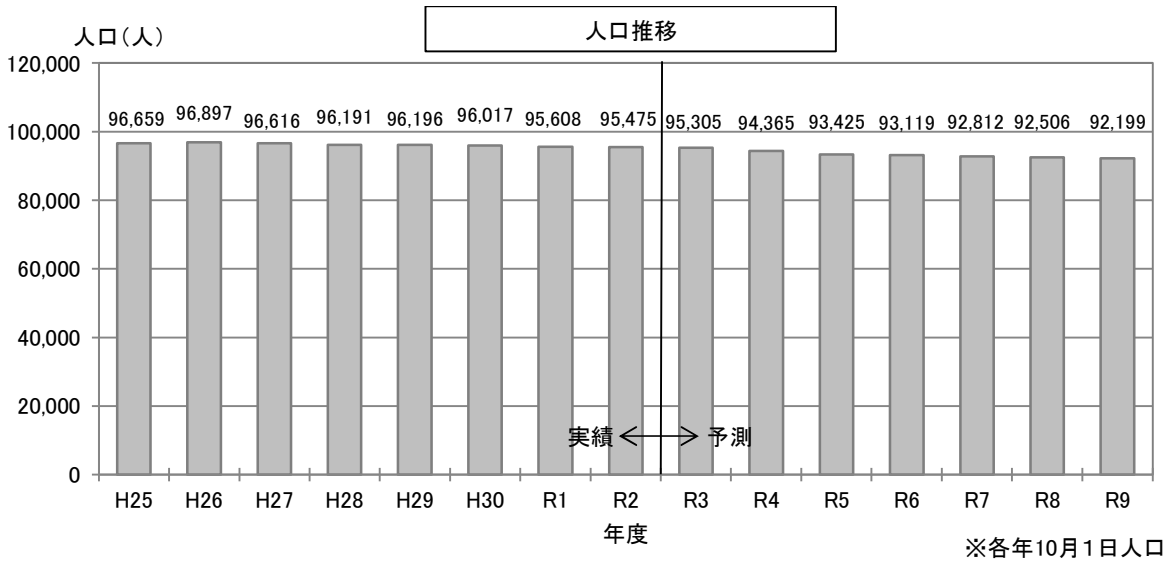
人口推移
人口（人）
120,000
100,000
80,000
60,000
40,000
20,000
0
96,659
96,897
96,616
96,191
96,196
96,017
95,608
95,475
95,305
94,365
93,425
93,119
92,812
92,506
92,199
実績
予測
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
年度

※各年10月1日人口

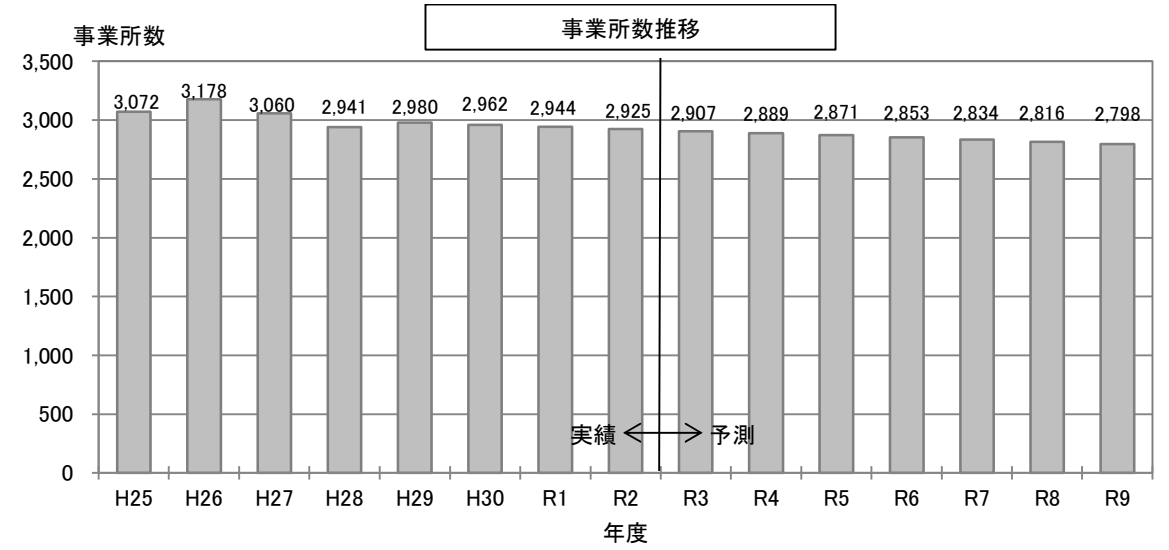
事業所数推移
事業所数
3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
3,072
3,178
3,060
2,941
2,980
2,962
2,944
2,925
2,907
2,889
2,871
2,853
2,834
2,816
2,798
実績
予測
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
年度

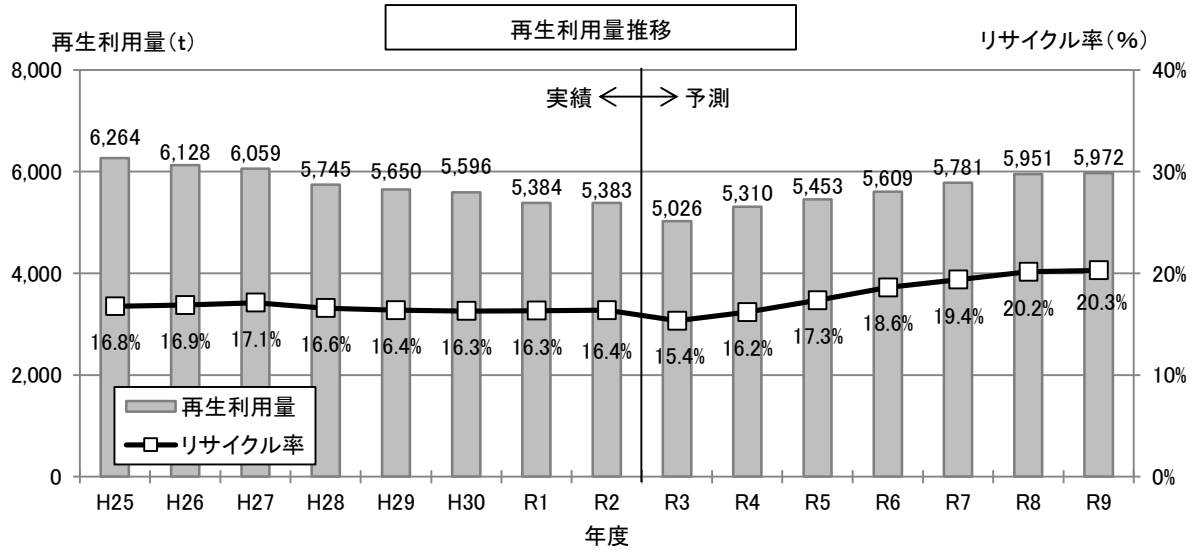
再生利用量推移
再生利用量（t）
リサイクル率（%）
8,000
6,000
4,000
2,000
0
40%
30%
20%
10%
0%
実績
予測
6,264
6,128
6,059
5,745
5,650
5,596
5,384
5,383
5,026
5,310
5,453
5,609
5,781
5,951
5,972
16.8%
16.9%
17.1%
16.6%
16.4%
16.3%
16.3%
16.4%
15.4%
16.2%
17.3%
18.6%
19.4%
20.2%
20.3%
再生利用量
リサイクル率
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
年度

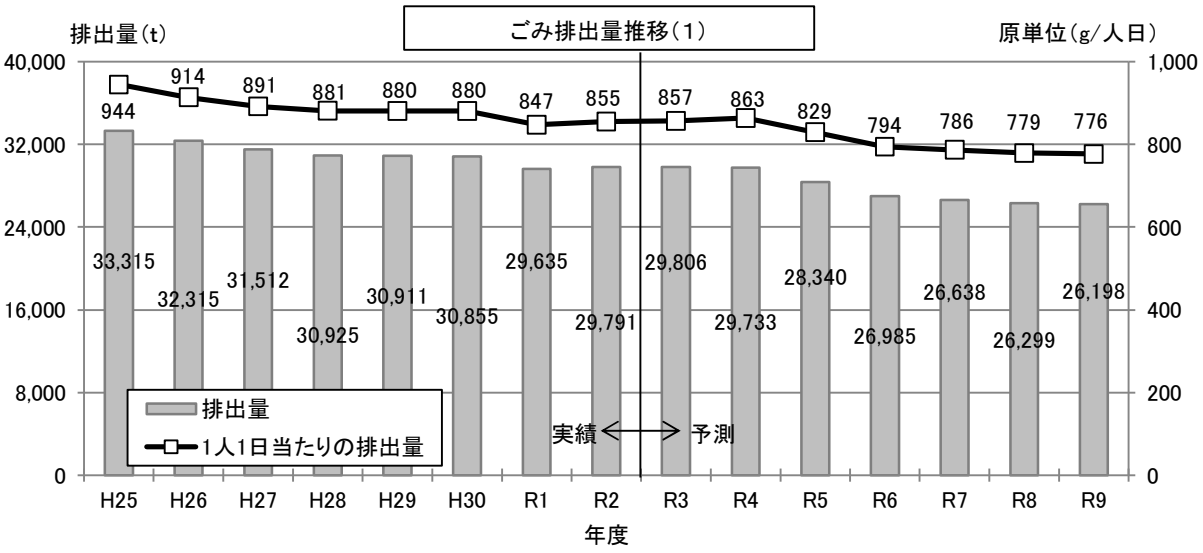
ごみ排出量推移（1）
排出量(t)
原単位(g/人日)
40,000
32,000
24,000
16,000
8,000
0
1,000
800
600
400
200
0
944
914
891
881
880
880
847
855
857
863
829
794
786
779
776
33,315
32,315
31,512
30,925
30,911
30,855
29,635
29,791
29,806
29,733
28,340
26,985
26,638
26,299
26,198
排出量
1人1日当たりの排出量
実績
予測
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
年度

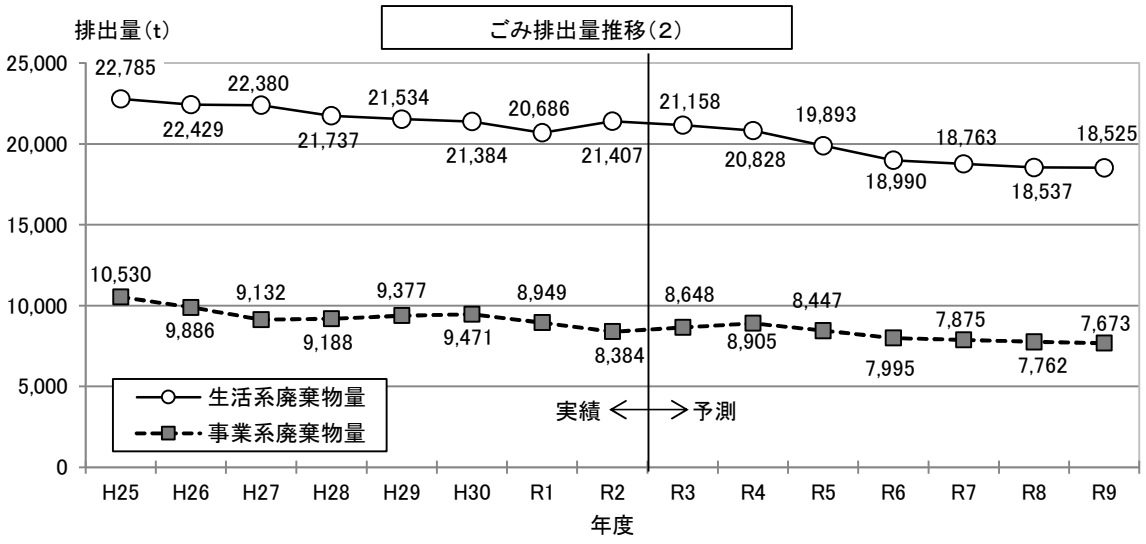
ごみ排出量推移（2）
排出量(t)
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
22,785
22,429
22,380
21,737
21,534
21,384
20,686
21,407
21,158
20,828
19,893
18,990
18,763
18,537
18,525
10,530
9,886
9,132
9,188
9,377
9,471
8,949
8,384
8,648
8,905
8,447
7,995
7,875
7,762
7,673
生活系廃棄物量
事業系廃棄物量
実績
予測
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
年度

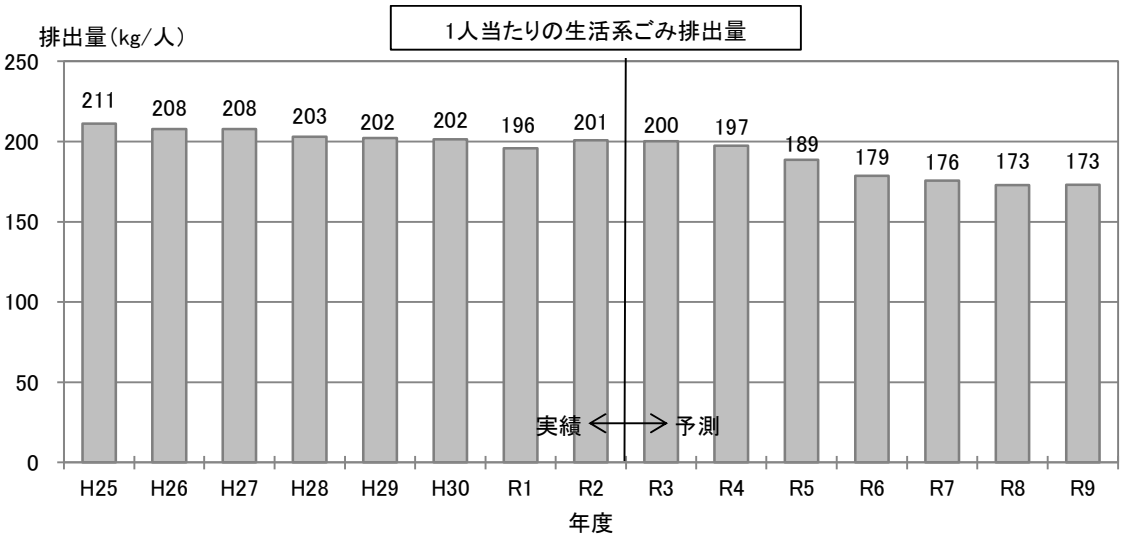
1人当たりの生活系ごみ排出量
排出量(kg/人)
250
200
150
100
50
0
211
208
208
203
202
202
196
201
200
197
189
179
176
173
173
実績
予測
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
年度

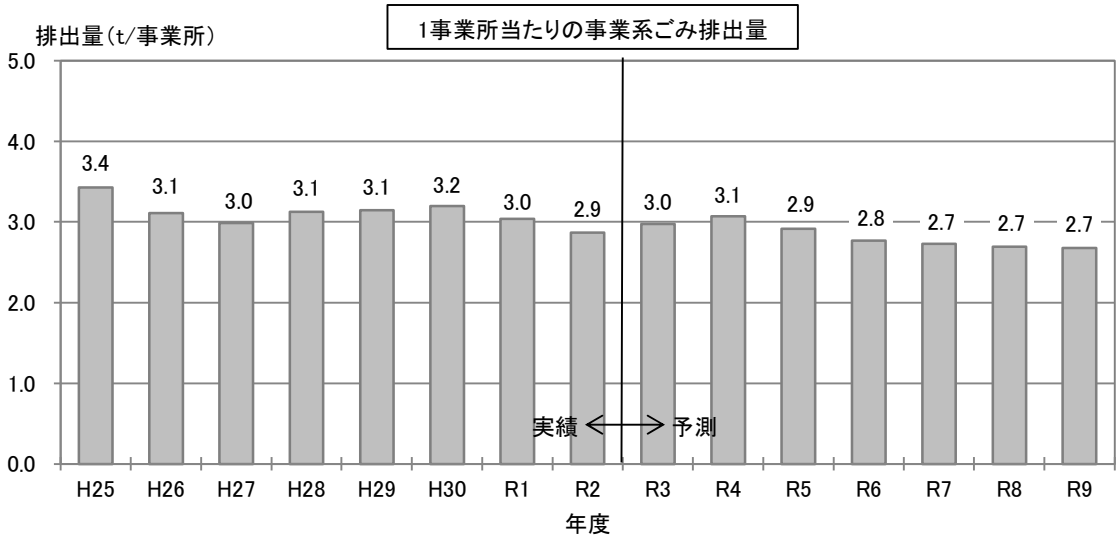
1事業所当たりの事業系ごみ排出量
排出量(t/事業所)
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
0.0
3.4
3.1
3.0
3.1
3.1
3.2
3.0
2.9
3.0
3.1
2.9
2.8
2.7
2.7
2.7
実績
予測
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
年度

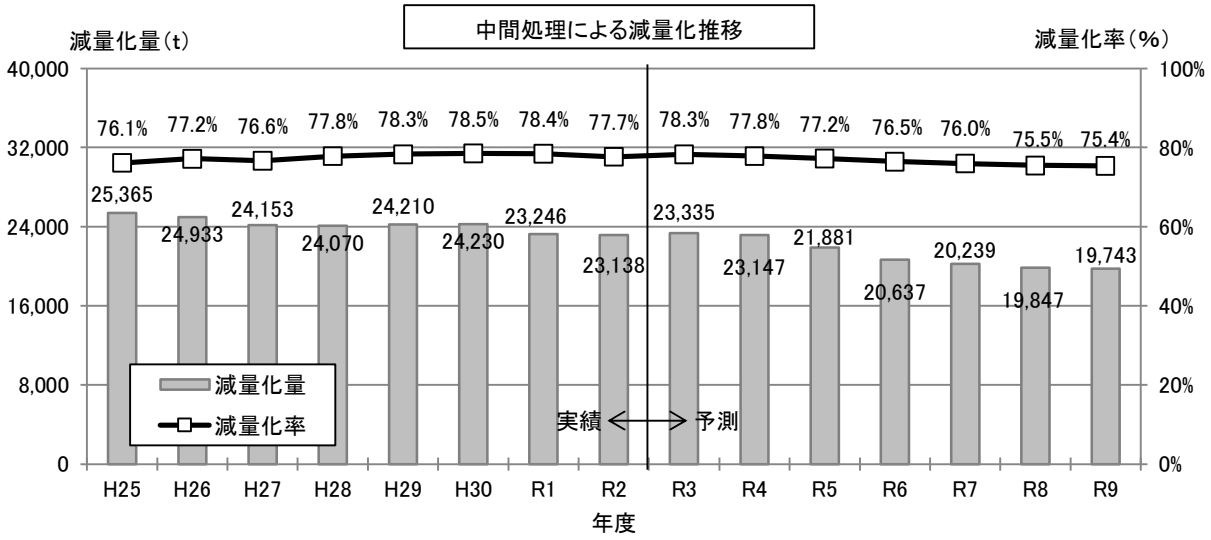
中間処理による減量化推移
減量化量(t)
減量化率(%)
40,000
32,000
24,000
16,000
8,000
0
100%
80%
60%
40%
20%
0%
76.1%
77.2%
76.6%
77.8%
78.3%
78.5%
78.4%
77.7%
78.3%
77.8%
77.2%
76.5%
76.0%
75.5%
75.4%
25,365
24,933
24,153
24,070
24,210
24,230
23,246
23,138
23,335
23,147
21,881
20,637
20,239
19,847
19,743
減量化量
減量化率
実績
予測
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
年度

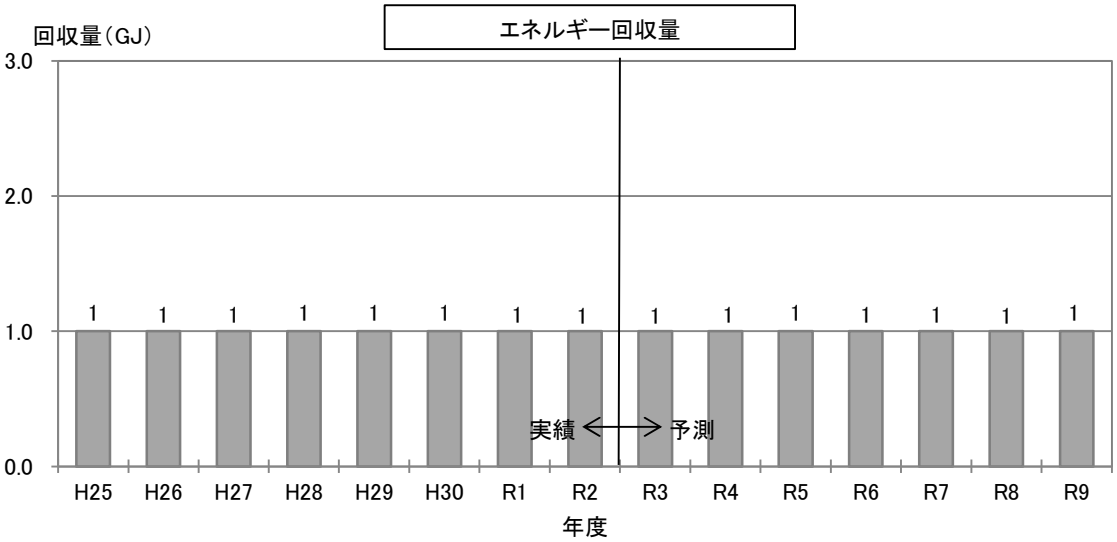
エネルギー回収量
回収量(GJ)
3.0
2.0
1.0
0.0
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
実績
予測
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
年度

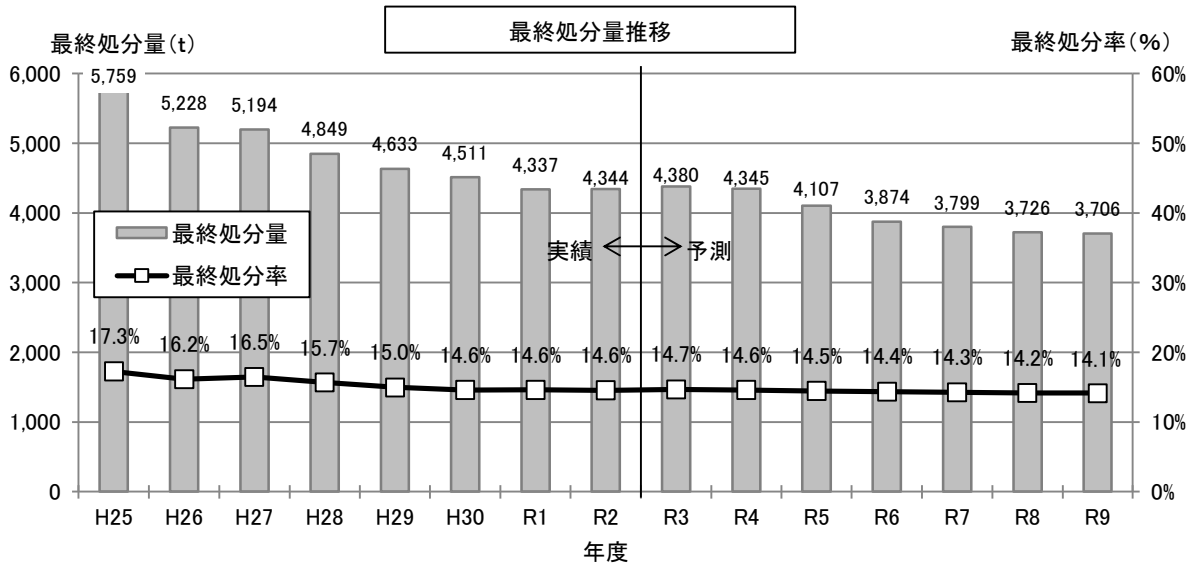
最終処分量推移
最終処分量(t)
最終処分率(%)
6,000
5,000
4,000
3,000
2,000
1,000
0
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%
5,759
5,228
5,194
4,849
4,633
4,511
4,337
4,344
4,380
4,345
4,107
3,874
3,799
3,726
3,706
17.3%
16.2%
16.5%
15.7%
15.0%
14.6%
14.6%
14.6%
14.7%
14.6%
14.5%
14.4%
14.3%
14.2%
14.1%
最終処分量
最終処分率
実績
予測
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
年度

別添資料３

ごみの分別区分

分別区分			収集回数	対　象	排出方法/ 排出場所
燃やすごみ			2 回/週	生ごみ類、資源にならない紙類、プラスチック類、ゴム・革・衣類、植木・落ち葉・雑草（多量の場合は植木剪定ごみ）　等	袋・指定ごみ袋(家庭系のみ)/ステーション・パイプライン（投入口）
燃やさないごみ	資源ごみ	紙資源	1～2 回/月	段ボール	紐で縛る/ステーション
			1 回/月	雑誌・チラシ・雑がみ等	
			1 回/月	新聞紙	
			1 回/月	紙パック	
		ペットボトル	2～3 回/月	ペットボトルの識別表示マークがあるもの（飲料水、酒、みりん等のペットボトル）	袋/ステーション
		缶	1 回/月	スチール缶類、アルミ缶類 （ジュース、お酒、缶詰の缶 お菓子、お茶などの缶 一斗缶までの大きさの缶類）	袋/ステーション
		ビン	1～2 回/月	ジュース、お酒、調味料などのビン ジャム、佃煮など食料品のビン くすり、化粧品などのビン	袋/ステーション
	その他燃やさないごみ		2 回/月	小型家電類、金属類、陶磁器類、ガラス類、刃物類、乾電池、スプレー缶・卓上ボンベ類 （一番長い辺が 30cm 未満のもの(傘・蛍光灯は除く)。）	袋・指定ごみ袋(家庭系のみ)/ステーション
粗大ごみ			随時 （申込制）	家具、寝具、じゅうたん、自転車、ラジカセ等 (50cm 以上の燃やすごみ、30cm 以上の燃やさないごみ)	ごみ処理券（シール）を貼る/ステーション
一時多量ごみ			随時 （申込制）	引っ越し等の一時多量ごみ	戸別収集
植木剪定ごみ			随時 （申込制）	植木剪定の木、枝、葉っぱ	戸別収集
再生資源 集団回収			随時	段ボール、雑誌・チラシ等、新聞紙、飲料用紙容器（紙パック）、古着、缶	実施団体が指定する場所

芦屋市強靭化計画

～より安全で安心して住み続けたい・住んでみたいまち芦屋に向けて～

令和４年４月改訂

芦屋市

目　次

第１章　計画の策定趣旨、位置づけ
　第１　　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第２　　計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　第３　　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第２章　計画の基本的考え方
　第１　　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　第２　　事前に備えるべき目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　第３　　本市の強靭化を推進する上で考慮すべき事項　・・・・・・・・・・３

第３章　本市の概況、対象とする災害
　第１　　本市の概況（地理的条件、自然条件など）　・・・・・・・・・・５
　第２　　想定する大規模災害（対象とする災害）　・・・・・・・・・・・７

第４章　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
　第１　　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定　・・・１２

第５章　強靭化に向けた推進方針
　第１　　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別推進方針　・１４
　第２　　横断分野別推進方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第６章　計画の推進と見直し
　第１　　計画の推進と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　第２　　「別表　芦屋市強靭化に資する国庫補助事業」・・・・・・・・　２６

第２　別表　芦屋市強靱化に資する国庫補助事業

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		所管課	基幹事業名	事業名	事業概要
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	建設総務課	地域住宅計画に基づく事業	公営住宅等整備事業 公営住宅等ストック総合改善事業 改良住宅ストック総合改善事業	住宅・建築物安全ストック形成事業の推進
				建築指導課	地域住宅計画に基づく事業	簡易耐震診断推進事業 住宅耐震化促進事業 特定建築物耐震化助成事業	住宅・建築物安全ストック形成事業の推進
				高齢介護課	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域介護・福祉空間整備等事業	グループホーム「シニアライフコート潮芦屋」の大規模修繕等（令和５年度）
				道路・公園課	都市公園・緑地等事業	公園施設長寿命化対策支援事業	芦屋市公園施設長寿命化計画に基づく津知公園等の遊具更新等の実施
				防災安全課	住環境整備事業	住宅・建築物安全ストック形成事業	住宅・建築物耐震改修事業
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	警防課	消防防災施設整備費補助金	消防水利等整備事業	公設防火水槽の耐震化
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	下水道課 下水処理場	下水道事業	公共下水道事業	公共下水道事業計画に基づく浸水対策（令和４年度～令和６年度）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	防災安全課	砂防事業 地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 その他総合的な治水事業 住環境整備事	急傾斜地崩壊対策事業	奥池（１）Ⅰ　急傾斜地崩壊対策事業（令和３年度～令和６年度）
						住宅・建築物安全ストック形成事業	がけ地近接等危険住宅移転事業
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	建築課	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金	・山手小学校外装改修工事（予防保全） ・朝日ケ丘小学校外装改修工事（防災機能強化）
				高齢介護課	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域介護・福祉空間整備等事業	・特別養護老人ホーム「陽光苑」の非常用自家発電設備整備事業（令和５年度） ・グループホーム「陽光苑」の非常用自家発電設備整備事業（令和５年度） ・グループホーム「そよ風」の非常用自家発電設備整備事業（令和５年度）
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	建築指導課	住環境整備事業	狭隘道路拡幅整備事業	狭あい道路整備等促進事業の推進
				道路・公園課	無電柱化推進計画事業	無電柱化推進事業	芦屋市無電柱化推進計画に基づく六麓荘地区電線共同溝詳細設計業務の実施
					道路更新防災対策事業	道路メンテンナンス事業	芦屋市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁定期点検（法令点検）で、Ⅲ及びⅡ判定となった橋梁の修繕等の実施
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	環境施設課	循環型社会形成推進交付金事業	芦屋市環境処理センター施設整備事業	焼却施設及び資源化施設の整備事業他
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	消防本部指令課	消防防災施設整備費補助金	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備総合整備事業	高機能消防指令センターの更新整備【令和６年度運用開始】
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	消防本部警防課	緊急消防援助隊設備整備費補助金	消防車両整備事業	消防車両の更新
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止	道路・公園課	地籍調査事業	地籍調査事業	平田町における官民境界等先行調査の実施
		5-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	下水道課 下水処理場	下水道事業	公共下水道事業	公共下水道事業計画に基づく老朽化対策及び耐震化（令和４年度～令和６年度）

別添資料４

ハザードマップ

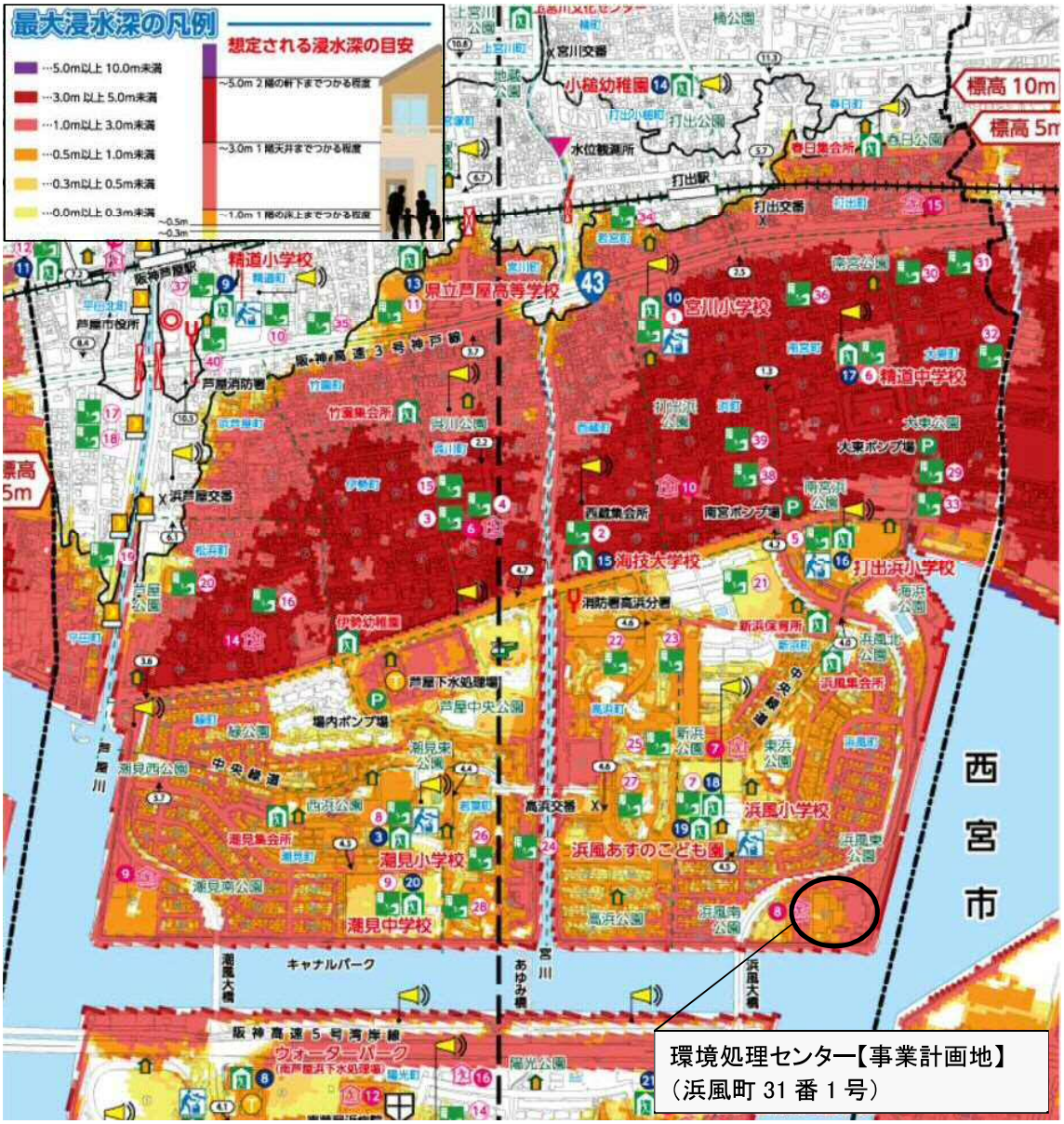

ハザードマップ（高潮）

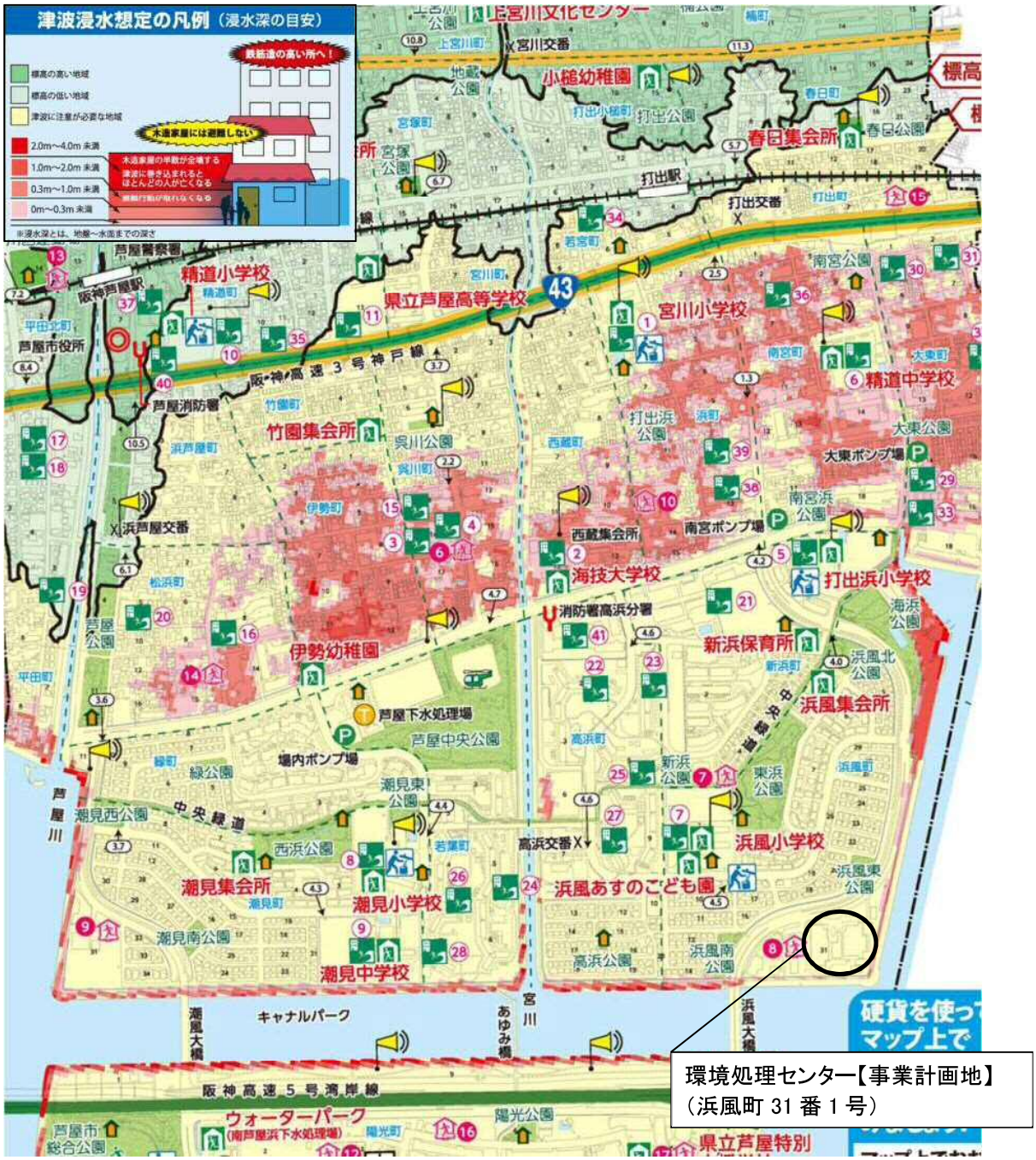
津波浸水想定の凡例（浸水深の目安）
鉄筋造の高い所へ！
標高の高い地域
標高の低い地域
津波に注意が必要な地域
2.0m～4.0m 未満
1.0m～2.0m 未満
0.3m～1.0m 未満
0m～0.3m 未満
木造家屋には避難しない
木造家屋の半数が全壊する
津波に巻き込まれると
ほとんどの人が亡くなる
※浸水深とは、地盤～水面までの深さ
環境処理センター【事業計画地】
（浜風町 31 番 1 号）

ハザードマップ（津波）